

就学援助制度のお知らせ

〔現在、就学援助を受けている方には、既に「就学援助制度のお知らせ」等を、ご自宅へ郵送しておりますので、そちらをご覧ください。〕

行田市教育委員会

行田市では、お子さまを学校へ通学させるのに経済的に困りの方に対して、就学費用等の一部を支援する「就学援助」を行っています。

次の①から⑦のいずれかの理由に当てはまり、援助を希望される方は、このお知らせをよくお読みいただき、教育委員会へお申し込みください。

なお、就学援助の申請は毎年度必要となります。

1 援助の対象となる方 【申請理由①～⑥は、平成30年度または平成31年度に当てはまる方】

申請理由	理由を証明する書類（コピー可）
①児童扶養手当を受給している（児童手当とは異なります）	児童扶養手当証書のコピー
②市民税が非課税である	市民税・県民税課税証明書 ※【世帯全員分】 （所得割・均等割ともに非課税であるもの）
③個人の事業税が減免されている	減免通知書
④固定資産税が減免されている	減免通知書
⑤国民健康保険税（料）が減免または徴収猶予されている 国民年金保険料が減免されている	国民健康保険税（料）減免通知書 国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書 ※【世帯全員分】
⑥生活保護が停止または廃止になった	原則として不要
⑦上記①～⑥の理由には当てはまらないが、 世帯の所得金額と生活に必要な金額の状況により、就学援助を受給することが認められる方 ＜就学援助が認定となる所得基準額（目安）表＞	平成30年中の所得金額がわかる書類 （同一世帯にお住まいの方全員分） ・平成30年分の源泉徴収票 ・平成30年分の確定申告書（控） ・平成31年度（平成30年分）の市県民税の申告書（控） ＜所得金額とは＞ ◎給与所得の方は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」です。 ◎事業所得の方は、確定申告書の「所得金額の合計」です。

世帯人数	世帯構成	所得基準額 （目安）
2人	父または母(30歳)、子(9歳)	210万円以下
3人	父(30歳)、母(30歳)、子(9歳)	280万円以下
4人	父(40歳)、母(40歳) 子(14歳、9歳)	360万円以下
5人	父(40歳)、母(40歳) 子(16歳、14歳、9歳)	410万円以下
6人	祖父または祖母(60歳)、父(40歳) 母(40歳)、子(16歳、14歳、9歳)	470万円以下

◎判定は、同居者全員が生活するために必要な金額を考慮した上で行いますので、この表は大まかな“目安”としてご理解ください。

◇資産の保有状況、親族からの援助状況などによっては、援助の対象とならない場合があります。

- ・生活保護を受給中の方は申請不要です。

裏面あります

2 提出書類および申請書等の配布について

【提出書類】

- ①就学援助費支給申請書（兄弟姉妹が別々の小・中学校に在学する場合は学校ごとに申請書を提出）
- ②口座振替依頼書
- ③通帳（表紙を開いた見開き部分）のコピー
- ④理由を証明する書類（コピー可）→ 表面「1 援助の対象となる方」を参照してください

【申請書等の配布】

※提出書類①、②の書類につきましては、各学校および行田市教育委員会 教育総務課（産業文化会館管理棟3階）に備えてあります。

3 提出期限

平成31年3月29日（金）午後5時15分まで
（必着）

注意！

提出期限を過ぎた場合は、申請書を受領した月の翌月から支給の対象となります。

4 提出先

〒361-0052
行田市本丸2-20（産業文化会館管理棟3階）
行田市教育委員会 教育総務課 財務施設担当（郵送可・提出期限日必着）

5 認定の可否について

提出された申請書類を教育委員会にて審査し、認定・不認定に関わらず、6月末までに結果通知を保護者あてに郵送します。

6 支給等について

就学援助費は原則、保護者の個人口座に振り込みます。認定となった方には、援助を受けられる項目や、支給時期等について別途通知します。

【参考】就学援助費支給限度額（年額）～平成30年度の実績額～

項目	小学校	中学校
学用品費・通学用品費	第1学年 11,420円 その他の学年 13,650円	第1学年 22,320円 その他の学年 24,550円
新入学児童・生徒学用品費 （次年度第1学年のみ）	40,600円	47,400円
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	1,570円	2,270円
校外活動費（宿泊を伴うもの）	3,620円	6,100円
修学旅行費	21,490円	57,590円
学校給食費	実費	実費

【問い合わせ】

行田市教育委員会 教育総務課 財務施設担当
電話 048-556-8311